

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現行
○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則 平成26年3月4日公安委員会規則第1号  (再発防止命令の方法) 第4条 略  <u>(位置情報記録・送信装置の範囲)</u> <u>第5条 条例第11条第1項第9号の公安委員会規則で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第4項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。</u>	○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則 平成26年3月4日公安委員会規則第1号  (再発防止命令の方法) 第4条 略  (新設)
<u>(位置情報の取得方法)</u> <u>第6条 条例第11条第1項第9号の公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。</u> <u>(1) 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法</u> <u>(2) 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）</u> <u>(3) 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役</u>	<u>(新設)</u>

務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。)

(位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為)

第7条 条例第11条第1項第10号の公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- (2) 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
- (3) その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車、同項第11号の3に規定する移動用小型車、同項第11号の4に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第1条第1号に規定する歩行補助車(それぞれその所持する物に該当するものを除く。)に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

(新設)